

委員会提出議案第5号

東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所災害の
被災者に対する各種支援の継続と対象者の拡大を求め
る意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり、南相馬市議会会議規則第14条第2
項の規定により提出します。

令和4年10月3日提出

南相馬市議会議長 中 川 庄 一 様

提出者 東日本大震災・原子力災害
復旧復興調査特別委員長
志 賀 稔

東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所災害の被災者に対する各種支援の継続と対象者の拡大を求める意見書（案）

政府は、東日本大震災と原子力発電所災害の被災者に対して、被保険者等の一部負担金及び保険料（税）等の免除措置に係る財政支援を見直し、保険料の免除措置に係る激変緩和措置と一部負担金等の免除終了時期を提示しました。

しかしながら、発災から12年目を迎えた現在においても原子力発電所災害に起因する風評被害はいまだ根深く、当市の基幹産業である農業を初め、商工業や観光業など、その経営は非常に厳しい状況が続いており、加えて、新型コロナウイルス感染症は市民生活の再建に多大な影響を及ぼしています。

また、現在でも従前の様な生活環境に至らず、放射能や健康面、経済面などへの不安から、南相馬市に住民票を持ちながら帰還、居住に踏み切れない市民が令和4年6月末時点でも、いまだ3,500人を超えております。

加えて、原子力発電所災害に起因する不安感などから、若者世帯の帰還が進まず、少子高齢化が加速し、東日本大震災と原子力発電所災害前は26%であった65歳以上の人口が、現在は35%を超えており、特に旧避難指示区域は49%と震災前を大きく上回る水準となっております。

さらに当市では、福島第一原子力発電所からの直線距離により複雑に避難指示区域等が設定されましたが、市内の一部でこれらに設定されなかった地域の方々は、同じ市民でありながらも各種の支援を受けることができません。そしてそのことが市民の間に不公平感をもたらし、地域コミュニティの再生など復興に向けた取り組みの非常に大きな足かせとなっております。

つきましては、当市の置かれている状況に鑑み、市民の生活と健康の安定にめどがたつまで、下記事項の継続と対象者の拡大を強く求め、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

記

- 1 本市において、令和5年度から令和8年度にかけて期限を迎える国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療制度保険料の減免及び医療費・介護保険の一部負担金等の免除について、その期限を延長すること。
- 2 令和4年度末で期限を迎える高速道路無料措置を継続すること。
- 3 地方税法による固定資産税の減額課税措置を継続することと併せ、市条例による固定資産税の税負担の軽減に伴う減収分についても、震災復興特別交付税を継続して交付すること。
- 4 被災者に対する各種支援について、その適用範囲を全市一律に拡大すること。

令和4年10月3日

福島県南相馬市議会議長 中川 庄一

内閣総理大臣 様
財務大臣 様
厚生労働大臣 様
国土交通大臣 様
総務大臣 様
復興大臣 様